

第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、第72回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催を通じて、本県の自然や歴史、文化など様々な魅力を全国に発信するとともに、私たちの暮らしを支える琵琶湖とその水源となる森林を県民総ぐるみで守り、活かし、支えていく絶好の機会となるよう、開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事務所)

第3条 実行委員会の事務所は、滋賀県大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁内に置く。

(事 業)

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画および調整に関すること。
- (2) 関係する機関および団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事およびこれらに係る整備に関すること。
- (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛および各種募集に関すること。
- (6) その他、全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(構 成)

第5条 実行委員会は、委員、監事および参与（以下「委員等」という。）で構成する。

- 2 委員等は、関係機関、関係団体および学識経験者等で組織し、別表1に掲げる役職にあるもののもって充てる。
- 3 実行委員会には、委員のうちから会長および副会長を置く。
- 4 会長は、滋賀県知事をもって充てる。
- 5 副会長は、滋賀県議会議長、甲賀市長、公益財団法人滋賀県緑化推進会理事長および滋賀県副知事をもって充てる。

(委員等の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。

(委員等の任期)

第7条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関または団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬)

第8条 委員等への報酬については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により報酬を支給する場合には、滋賀県職員の例に準じて支給することができるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会および専門委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長および委員（以下「実行委員」という。）ならびに監事および参与をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の企画および運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算および決算に関すること。
 - (4) 幹事会に委任する事項に関すること。
 - (5) 専門委員会へ付託する事項に関すること。
 - (6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任するか、または、書面を持って議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、総会に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(幹事会)

第12条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。
- 3 幹事等は、関係機関および関係団体等で組織し、別表2に掲げる役職にある者をもって充てる。

- 4 幹事長は、滋賀県琵琶湖環境部長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 7 第7条および第8条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあ
るのは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 8 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (4) 第10条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施について必要な事項に関する
こと。
 - (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 9 幹事会は、前項第1号、第2号、第3号および第5号に掲げる事項を審議し、決定したとき
は、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 10 第10条第4項から第6項までの規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において
「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」にそれぞれ読み替えるも
のとする。
- 11 前10項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

- 第13条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、専門委員長および専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって構成する。
 - 3 専門委員等は、関係機関、関係団体および学識経験者等で組織し、会長が委嘱する。
 - 4 専門委員等の任期は、会長が定める。
 - 5 専門委員会は専門委員長が招集し、その議長となる。
 - 6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査および審議する。
 - 7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。
 - 8 前7項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するために、第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局（以
下「事務局」という。）を滋賀県琵琶湖環境部内に置く。
- 2 事務局に、事務局長および事務局員を置く。
 - 3 事務局は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 4 事務局の組織および運営について必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に
定める。

第5章 経費および会計

(経 費)

- 第15条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金およびその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算および決算)

- 第16条 実行委員会の事業計画および収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なくてはな
らない。
- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければな

らない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるものほか、滋賀県の財務に関する規程等に準ずるものとする。

第6章 解 散

(解 散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、滋賀県に帰属するものとする。

第7章 補 則

(補 則)

第19条 この会則に定めるものほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この会則は、平成30年7月5日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から平成31年3月31日までとする。

別表1（第5条関係）【実行委員会】

職名	区分	所属	役職
会長	県関係	滋賀県	知事
副会長	県議会関係	滋賀県議会	議長
	市町関係	甲賀市	市長
	森林・林業関係団体	公益財団法人滋賀県緑化推進会	理事長
	県関係	滋賀県	副知事
委員	県議会関係	滋賀県議会環境・農水常任委員会	委員長
	国関係	林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署	署長
		国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	所長
		環境省近畿地方環境事務所	所長
	市町関係	滋賀県市長会	会長
		滋賀県町村会	会長
		滋賀県市議会議長会	会長
		滋賀県町村議会議長会	会長
	学識経験者	滋賀県立大学環境科学部	教授
		びわこ成蹊スポーツ大学	教授
	森林・林業関係団体	滋賀県林業協会	会長
		滋賀県森林組合連合会	代表理事長
		滋賀県木材協会	会長
		滋賀県山林種苗協同組合	代表理事
		滋賀県林業研究グループ連絡協議会	会長
		一般社団法人滋賀県造林公社	副理事長
		淡海森林クラブ	代表
各種団体 農業・漁業	滋賀県農業協同組合中央会	会長	
	滋賀県漁業協同組合連合会	代表理事会長	
	滋賀県河川漁業協同組合連合会	代表理事会長	
産業・経済 観光	滋賀県商工会議所連合会	会長	
	滋賀県商工会連合会	会長	
	滋賀県中小企業団体中央会	会長	
	滋賀経済同友会	代表幹事	
	一般社団法人滋賀経済産業協会	会長	
	公益社団法人びわこビジターズビューロー	会長	
建築・建設	公益社団法人滋賀県建築士会	会長	
	一般社団法人滋賀県建設業協会	会長	
宿泊・輸送	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	
	一般社団法人日本旅行業協会西日本支部滋賀地区委員会	委員長	
	一般社団法人全国旅行業協会滋賀県支部	支部長	
	一般社団法人滋賀県旅行業協会	会長	
	西日本旅客鉄道株式会社	執行役員近畿統括本部 京都支社長	
	東海旅客鉄道株式会社	執行役員関西支社長	
	一般社団法人滋賀県バス協会	会長	
	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	
	一般社団法人滋賀県トラック協会	会長	

		近江鉄道株式会社	代表取締役社長	
		京阪電気鉄道株式会社大津営業部	部長	
		信楽高原鐵道株式会社	代表取締役社長	
		琵琶湖汽船株式会社	代表取締役社長	
女性・福祉 教育		滋賀県地域女性団体連合会	会長	
		滋賀県社会福祉協議会	会長	
		日本ボーイスカウト滋賀連盟	連盟長	
		一般社団法人ガールスカウト滋賀県連盟	連盟長	
		滋賀県小学校長会	会長	
		滋賀県中学校長会	会長	
		滋賀県高等学校長協会	会長	
		滋賀県私立中学高等学校連合会	会長	
		滋賀県特別支援学校長会	会長	
		滋賀県総合政策部	部長	
県関係		滋賀県総務部	部長	
		滋賀県県民生活部	部長	
		滋賀県琵琶湖環境部	部長	
		滋賀県健康医療福祉部	部長	
		滋賀県商工観光労働部	部長	
		滋賀県農政水産部	部長	
		滋賀県土木交通部	部長	
		滋賀県教育委員会	教育長	
		滋賀県警察本部	本部長	
		滋賀県甲賀森林整備事務所	所長	
委 員 66名				
監 事	市町関係	甲賀市	会計管理者	
	県関係	滋賀県	会計管理者	
監 事 2名				
参 与	報道関係	株式会社朝日新聞社大津総局	総局長	
		株式会社毎日新聞社大津支局	支局長	
		株式会社読売新聞社大阪本社大津支局	支局長	
		株式会社産業経済新聞社大津支局	支局長	
		株式会社中日新聞社大津支局	支局長	
		株式会社京都新聞社滋賀本社	代表	
		株式会社日本経済新聞社大津支局	支局長	
		一般社団法人共同通信社大津支局	支局長	
		株式会社時事通信社大津支局	支局長	
		日本放送協会大津放送局	局長	
		株式会社京都放送滋賀支社	支社長	
		びわ湖放送株式会社常務取締役放送管理局	局長	
		株式会社エフエム滋賀	代表取締役社長	
参 与 13名				
総 数 81名				

別表2（第12条関係）【実行委員会幹事会】

職名	区分	所属	役職
幹事長	県関係	滋賀県琵琶湖環境部	部長
幹 事	国関係	林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署	次長
	市町関係	甲賀市産業経済部	部長
		滋賀県市長会	事務局長
		滋賀県町村会	事務局長
	森林・林業関係団体	公益財団法人滋賀県緑化推進会	常務理事
		滋賀県林業協会	常務理事
		滋賀県森林組合連合会	理事参事
		滋賀県木材協会	専務理事
		滋賀県山林種苗協同組合	代表理事
	各種団体	滋賀県商工会議所連合会	専務理事
	産業・観光	公益社団法人びわこビジターズビューロー	専務理事
	県関係	滋賀県総合政策部広報課	課長
		滋賀県総務部人事課	課長
		滋賀県琵琶湖環境部森林政策課	課長
		滋賀県商工観光労働部観光交流局	副局長兼観光政策室長
		滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課	課長
		滋賀県警察本部警備部警備第二課	課長
		滋賀県甲賀森林整備事務所	所長
幹事 19名			

別表3（第14条関係）【実行委員会事務局】

職名	所属	役職
事務局長	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課	課長
事務局員	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課	課員